

農林水産商工委員会資料

(商工労働部所管分)

■ 報告事項

- ①令和5年7月8日からの大雨に係る被害状況と対応について …… P1
- ②島根県LPガス価格高騰緊急対策事業について …… P2
- ③企業立地計画の認定について
 - シフトプラス株式会社 立地計画の概要（新設） …… P3
 - 株式会社タムラ 立地計画の概要（新設） …… P4

令和5年8月24日
商 工 労 働 部

令和5年7月8日からの大雨に係る被害状況と対応について

1. 被害状況（報告、聞き取りによるもの）

（1）企業等 27事業者

<松江市> 1事業者で浸水等被害

<浜田市> 1事業者で浸水等被害

<出雲市> 17事業者で浸水等被害、3事業者で落雷等による設備損傷、
1事業者で隣接地（県有地）に亀裂

<大田市> 3事業者で浸水等被害

<安来市> 1事業者で浸水等被害

（2）観光施設

<出雲市> 2施設で敷地法面の崩落等

2. 県の対応

（1）相談窓口・相談対応

7月11日（火）に、県内商工団体等に中小企業特別相談窓口を設置

（2）中小企業制度融資「災害復旧資金」（既定予算で対応）

災害による直接被害や、売上減少等の間接的な被害を受けた中小企業者等が復旧等に必要な資金が必要な場合に低利で融資

島根県LPガス価格高騰緊急対策事業について

1. 概要

国の電気・ガス価格高騰対策の対象外となっているLPガスの消費者の負担軽減をはかる（令和5年度6月補正予算、1,104,600千円）

(1) 値引き事業（手続き不要）	(2) 給付金事業（申請が必要）
<p>【対象】 ガスメーターで使用量が管理されている全ての消費者</p> <p>【内容】 県の補助金を原資とし、販売事業者が10月請求のガス料金から最大4,250円を値引き</p> <p>※1 販売事業者によっては、9月請求分のガス料金から値引きされる場合がある</p> <p>※2 販売事業者によって複数月に分割して値引きされる場合がある</p>	<p>【対象】 ①月の使用量が25m³を超える消費者 ②ガスボンベやタンク等でLPガスを購入している消費者（工業・農業用等）</p> <p>【内容】 申請により、令和5年1月～9月の使用量に応じた給付金を支給</p> <p>①の方：給付金額20円^{※1}/m³×使用量－25m³^{※2} ②の方：給付金額20円^{※1}/m³×使用量^{※3}</p> <p>※1 9月分は10円/m³ ※2 25m³以下の使用量部分については、(1)による値引支援 ※3 25m³以下は500円/月 ※4 上限120万円/月（9月分は60万円/月）</p> <p>【申請受付期間】 令和5年10月2日～12月11日</p>

一般社団法人島根県LPガス協会（以下、協会）を事務局として実施

2. 準備状況

(1) 値引き事業（全消費者向け）

- ・ 協会の各支部（全11支部）で意見交換会を実施。全会員へ協力を呼びかけ
- ・ 販売店向けの説明会（浜田会場7月24日・松江会場7月25日）を開催
- ・ 中国5県のLPガス協会を通じ、県外事業者にも事業内容を周知

【値引きに協力する販売事業者】

- ・ 値引きに協力する販売事業者の登録申請の募集開始（第1次締切：7月28日）
- ・ 事務局が把握している県内にLPガスを販売する122事業者の全てが登録申請書を提出（8月18日現在）

(2) 給付金事業（25m³/月超使用者、工業・農業等の使用者）

- ・ 申請者向け専用ホームページを開設（8月9日～）
- ・ 事務センターを開設し（9月4日予定）、問合せへの対応、申請受付や審査業務を実施

(3) 広報等（(1)・(2)共通）

- ・ 山陰中央新報紙面において事業及び協力する販売事業者名について広報（8月20日）。以降、新聞やテレビCM等を通じて幅広く広報を実施

企業立地計画の認定について シフトプラス株式会社の立地計画の概要（新設）

シフトプラス株式会社は、自治体向けBPO（※）事業の業務拡大に対応するため、浜田市内で事業所の新設を決定した。

県は、同社から申請のあった立地計画を「島根県企業立地促進条例」の目的達成に資するものとして認定し、令和5年7月11日に、シフトプラス株式会社、浜田市との間で立地に関する覚書を締結した。

（※）ビジネス・プロセス・アウトソーシングの略。企業活動における業務プロセスの一部を業務の企画・設計から実施まで一括して外部に委託すること。

1 会社概要

- (1) 会社名 シフトプラス株式会社
- (2) 所在地 大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1
江戸堀センタービル8階
- (3) 代表者名 代表取締役 中尾 裕也（なかお ゆうや）
- (4) 設立年月 平成18年12月
- (5) 資本金 10,000千円
- (6) 従業員数 603名
- (7) 事業内容 自治体向けBPO事業、システム開発・保守

2 計画の概要（県外企業の新規立地）

- (1) 立地場所 浜田市田町1664番地 駅前ビル1階2号室
- (2) 建物面積 58.19㎡（賃貸借）
- (3) 投下資本額 なし
- (4) 操業開始 令和5年6月
- (5) 常用従業員数

申請時	0名
操業時	4名（4名増）
操業後1年	5名（1名増）
操業後2年	7名（2名増）
操業後3年	9名（2名増）
<hr/>	
計	（9名増）
- (6) 事業内容 ふるさと納税に係る自治体向けBPO事業

【企業立地促進助成金の見込額】

・雇用助成額 1,300千円 × 9名 = 11,700千円

企業立地計画の認定について 株式会社タムラの立地計画の概要（新設）

株式会社タムラは、産業機械部品及び各種設備部品の生産体制を強化するため、朝日ヒルズ工業団地内における工場の新設を決定した。

県は、同社から申請のあった立地計画を「島根県企業立地促進条例」の目的達成に資するものとして認定し、令和5年8月1日に、株式会社タムラ、松江市との間で立地に関する覚書を締結した。

1 会社概要

- (1) 会社名 株式会社タムラ
- (2) 所在地 愛知県春日井市明知町1423番地の74
- (3) 代表者名 代表取締役 田村 勇作（たむら ゆうさく）
- (4) 設立年月 昭和63年10月（昭和41年4月創業）
- (5) 資本金 10,000千円
- (6) 従業員数 51名
- (7) 事業内容 産業機械部品及び各種設備部品の製造

2 計画の概要（県外企業の工場新設）

- (1) 立地場所 松江市東長江町902番27他（朝日ヒルズ工業団地）
- (2) 敷地面積 9,323.36㎡
- (3) 建物面積 1,980.00㎡（鉄骨造平屋建）
- (4) 投下資本額 731,459千円
 - （内訳）土地 131,459千円
 - 建物 450,000千円
 - 償却資産 150,000千円
- (5) 操業開始 令和6年9月
- (6) 常用従業員数 申請時 0名
 - 操業時 6名（6名増）
 - 操業後1年 6名（0名増）
 - 操業後2年 7名（1名増）
 - 操業後3年 10名（3名増）

- 計 (10名増)
- (7) 事業内容 産業機械部品及び各種設備部品の製造

【企業立地促進助成金の見込額】

・投資助成額	731,459千円	×	15%	=	109,718千円
・雇用助成額	1,000千円	×	10名	=	10,000千円
計					119,718千円